◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１６４号(H24. 9. 28)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝８件（９月２１日～９月２７日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスと乗用車が衝突した事故
（３）乗合バスの車内事故２
（４）乗合バスの車内事故３
（５）貸切バスが追突した事故
（６）タクシーとオートバイが衝突した事故
（７）タクシーが道路に倒れていた男性を轢いた事故
（８）トラックが軽自動車に追突した事故
２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
３．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
４．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について（再周知）
５．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）
６．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています。(再周知)

◇◇◇

この事故により、当該乗用車の運転者が死亡、当該バスの運転者と乗客１名が軽傷を負った。

（３）乗合バスの車内事故２
９月２３日（日）午後１時頃、島根県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１６名を乗せて運行中、当該バスがバス停で乗車扱い中、当該バス停から乗車してきた乗客１名（男性、８０歳）が乗車口（中扉）の手すりをつかみそこね、ステップから車外に転落した。
この事故により、当該乗客が後頭部を強打し、病院に搬送されたが死亡した。

（４）乗合バスの車内事故３
９月２４日（月）午前１０時２５分頃、和歌山県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２名を乗せて運行中、前方の赤信号に従い減速中に信号が青に変わったため、加速したところ、乗客１名（女性、８１歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が大腿骨骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は車内右側中央付近に着席していたが、乗車時にバスカードを機械に通すのを忘れたため、立ち上がったところバランスを崩した模様。

（５）貸切バスが追突した事故
９月２１日（金）午後２時１５分頃、栃木県において、茨城県に営業所を置く貸切バスが５台口で運行中、道路工事のため誘導員が１号車を停車させたところ、後続の２号車が１号車に追突した。
この事故により、１号車の乗客７名、バスガイド１名及び運転者１名が軽傷を負い、２号車の乗客９名、バスガイド１名が軽傷、運転者が重傷を負った。
事故現場は緩やかなカーブが続く片側１車線の道路。
事故当時、車内で上映するＤＶＤの操作をバスガイドが行っていたが、うまく操作できず、運転者が操作説明を行ったことから脇見運転となり、１号車が減速していることに気付かず追突した模様。

（６）タクシーとオートバイが衝突した事故
９月２２日（土）午後８時２５分頃、広島県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、小型バイクと衝突した。
この事故により、当該バイクの運転者が死亡した。
事故当時、当該タクシーは、青信号で交差点に進入したところ、信号を無視した当該バイクが当該タクシーから見て右から進入してきた模様。

（７）タクシーが道路に倒れていた男性を轢いた事故
９月２７日（木）午前２時３５分頃、東京都において、都内に営業所を置くタクシーが空車で走行中、道路中央に倒れていた男性を轢いた。
この事故により、当該男性が死亡した。

事故現場の手前には一時停止の標識があったが、当該タクシーが一時停止をしたかどうかについては今のところ不明。

（８）トラックが軽自動車に追突した事故
９月２６日（水）午後２時３０分頃、滋賀県において、大阪府に営業所を置く大型トラック①が走行中、工事による片側通行規制のために停車していた軽自動車に追突した。
この事故により、当該軽自動車は前方に停車していた大型トラック②と当該トラック①の間に挟まれ、当該軽自動車の乗員２名が死亡した。
事故当時、当該トラック①の運転者は脇見運転をしていた模様。

◇◇◇

防止対策に取り組む必要があるため、平成２４年８月に、トラック事業者における安全対策及び事故防止の徹底を図るため、事業者団体に対し要請を行いましたのでお知らせ致します。

→　（http://www.mlit.go.jp/common/000220674.pdf）

◇◇◇

4.「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html）

5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化

→ 省令の公布（http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf）

6.「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置

→ 通報窓口の設置（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000006.html）

○「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定について」（7 月 18 日公表）

→ 関係通達の改正
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html）

○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」（7 月 18 日公表）

→ 利用者向け安全情報の提供
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html）

◇◇◇

＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
　最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
　使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆